

議案第175号

調停について

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の河川改修工事に係る損害賠償請求調停事件について、調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

調停について

次のように調停を成立させる。

1 事件番号及び事件名

福岡地方裁判所 [REDACTED]

損害賠償請求調停事件

2 当事者

(1) 申立人

福岡市早良区 [REDACTED]

[REDACTED]

(2) 相手方

福岡市博多区大井一丁目6番3号

木村土建株式会社

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市東区和白丘二丁目3番10号

東建工株式会社

3 調停条項

- (1) 相手方木村土建株式会社（以下「木村土建」という。）は、申立人に対し、本件解決金として、566,380円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方福岡市は、申立人に対し、本件解決金として、323,120円の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方東建工株式会社（以下「東建工」という。）は、申立人に対し、本件解決金として、185,500円の支払義務があることを認める。
- (4) 相手方木村土建は、申立人に対し、第1号の金員を申立人代理人の指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方木村土建の負担とする。
- (5) 相手方福岡市は、申立人に対し、第2号の金員を申立人代理人の前記指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方福岡市の負担とする。
- (6) 相手方東建工は、申立人に対し、第3号の金員を申立人代理人の前記指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方東建工の負担とする。
- (7) 当事者双方は、本件に関し、本調停条項に定めるものほか、申立人と相手方木村土建との間、申立人と相手方福岡市との間及び申立人と相手方東建工との間に、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 調停費用は、各自の負担とする。

4 事件の概要

- (1) 平成24年8月13日、本市は木村土建との間で都市基盤金屑川河川改修（護岸その9）工事（以下「木村土建工事」という。）について請負契約を締結し、平成25年3月28日、木村土建は木村土建工事を完了した。
- (2) 平成24年10月23日、本市は東建工との間で都市基盤金屑川河川改修（護岸その10・ながよし橋下部工）工事（以下「東建工工事」という。）について請負契約を締結し、平成25年6月14日、東建工は東建工工事を完了した。
- (3) 平成25年5月7日、本市は、申立人から木村土建工事により申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が損傷したとの申出を受けたため、申立人との間で損失補償についての協議を開始したが、合意するには至らなかった。
- (4) 平成27年6月18日、申立人は、木村土建が工事を実施するに当たり必要な注意義務を怠り多大な騒音及び振動を発生させたため本件建物が損傷したとして、また、本市が木村土建に対し工事の実施方法の見直しを求める等すべきであったにもかかわらずこれを

怠ったとして、木村土建及び本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金3,809,108円の損害賠償を求める訴えを提起した。

- (5) 本市は、本件建物の損傷は、適法な公共工事の施工に伴い不可避的に生じたものであり、損失補償の額は金875,000円であることを理由に応訴した。
- (6) また、平成28年9月9日、申立人は、本件建物の損傷は東建工工事にも起因するものであるとして、東建工を被告として、同裁判所に訴えを提起した。なお、後に上記(4)の訴訟手続と併合された。
- (7) 平成29年9月19日、同裁判所は土木及び建築をそれぞれ専門とする調停委員による調停手続を開始し、これまでの訴訟手続と並行して協議が進められていたところ、平成30年5月25日、同裁判所から調停案が提示された。
- (8) 本市としては、提示された内容が概ね本市の主張に沿ったものであること、事件の早期解決が図られることその他の事情を勘案して、当該調停案に応じるものである。